

小美玉市告示第177号

市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり市道路線の供用を廃止する。

その関係図面は、令和8年6月25日から30日間、小美玉市役所都市建設部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月25日

小美玉市長 島田 幸三

番号	路線番号	路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日	備考
1	1130618	小美玉市道 与沢 0618 号線	起点 小美玉市与沢 1601 番 42 地先 終点 小美玉市与沢 1601 番 23 地先	令和8年 6月25日	
2	1130620	小美玉市道 与沢 0620 号線	起点 小美玉市与沢 1602 番 32 地先 終点 小美玉市与沢 1603 番 10 地先	令和8年 6月25日	

